

こ支障第 19 号  
障発 0131 第 10 号  
令和 7 年 1 月 31 日

各 都道府県知事 殿

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長  
( 公 印 省 略 )  
こども家庭庁支援局長  
( 公 印 省 略 )

「居宅介護職員初任者研修等について」の一部改正について

「指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」（平成 18 年 9 月 29 日厚生労働省告示第 538 号）の一部改正（令和 7 年 4 月 1 日施行分）に伴い、「居宅介護職員初任者研修等について」（平成 19 年 1 月 30 日障発第 0130001 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）を別紙のとおり改正し、令和 7 年 4 月 1 日より適用することとしたので、御了知の上、貴管内市町村等に対し、その周知徹底を図っていただく等、特段の御配慮をお願いします。

「居宅介護職員初任者研修等について」（平成 19 年 1 月 30 日障発第 0130001 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）【新旧対照表】

改 正 後	改 正 前
<p>障 発 第 0130001 号 平成 19 年 1 月 30 日 一部改正 障 発 0928 第 1 号 平成 23 年 9 月 28 日 一部改正 障 発 0330 第 8 号 平成 24 年 3 月 30 日 一部改正 障 発 0329 第 16 号 平成 25 年 3 月 29 日 一部改正 障 発 0331 第 49 号 平成 26 年 3 月 31 日 一部改正 障 発 0331 第 17 号 平成 27 年 3 月 31 日 一部改正 障 発 0401 第 4 号 平成 28 年 4 月 1 日 <u>最終改正 こ 支 障 第 19 号</u> <u>障 発 0131 第 10 号</u> <u>令 和 7 年 1 月 31 日</u></p>	<p>障 発 第 0130001 号 平成 19 年 1 月 30 日 一部改正 障 発 0928 第 1 号 平成 23 年 9 月 28 日 一部改正 障 発 0330 第 8 号 平成 24 年 3 月 30 日 一部改正 障 発 0329 第 16 号 平成 25 年 3 月 29 日 一部改正 障 発 0331 第 49 号 平成 26 年 3 月 31 日 一部改正 障 発 0331 第 17 号 平成 27 年 3 月 31 日 最終改正 障 発 0401 第 4 号 平成 28 年 4 月 1 日</p>
<p>各 都道府県知事 殿</p> <p>厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長</p> <p>居宅介護職員初任者研修等について</p> <p>標記については、「指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」（平成 18 年 9 月 29 日厚生労働省告示第 538 号。以下「告示」という。）として定められたところであるが、居宅介護職員初任者研修等及び居宅介護従業者等の取扱いは、下記のとおりであるので、御了知の上、管内市町村、関係団体、関係機関等に周知徹底を図るとともに、その運用に</p>	<p>各 都道府県知事 殿</p> <p>厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長</p> <p>居宅介護職員初任者研修等について</p> <p>標記については、「指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」（平成 18 年 9 月 29 日厚生労働省告示第 538 号。以下「告示」という。）として定められたところであるが、居宅介護職員初任者研修等及び居宅介護従業者等の取扱いは、下記のとおりであるので、御了知の上、管内市町村、関係団体、関係機関等に周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないようにされたい。</p>

遺憾のないようにされたい。

なお、平成 15 年 3 月 27 日付け障発第 0327011 号当職通知「居宅介護従業者養成研修等について」（以下「前通知」という。）は平成 18 年 9 月 30 日限り廃止する。

また、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

#### 記

#### 第 1 居宅介護職員初任者研修等について

##### 1 居宅介護職員初任者研修等の課程

イ～へ（略）

ト 同行援護従業者養成研修一般課程（告示第 1 条第 6 号に規定する「同行援護従業者養成研修」のうち、別表第 6 に定める内容以上のものをいう。以下「一般課程」という。）

一般課程は、視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等に対して、外出時に、当該障害者等に同行して、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排せつ及び食事等の介護その他の当該障害者が外出する際に必要な援助に関する知識及び技術を習得することを目的として行われるものとする。

チ 同行援護従業者養成研修応用課程（告示第 1 条第 6 号に規定する「同行援護従業者養成研修」のうち、別表第 7 に定める内容以上のものをいう。以下「応用課程」という。）

応用課程は、サービス提供責任者としての知識及び技術を習得することを目的として、一般課程を修了した者を対象として行われるものとする。（ただし、一般課程と応用課程を適切な組み合わせにより同時並行的に行われる場合はこの限りではない。）

なお、平成 15 年 3 月 27 日付け障発第 0327011 号当職通知「居宅介護従業者養成研修等について」（以下「前通知」という。）は平成 18 年 9 月 30 日限り廃止する。

また、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

#### 記

#### 第 1 居宅介護職員初任者研修等について

##### 1 居宅介護職員初任者研修等の課程

イ～へ（略）

ト 同行援護従業者養成研修一般課程（告示第 1 条第 6 号に規定する「同行援護従業者養成研修」のうち、別表第 6 に定める内容以上のものをいう。以下「一般課程」という。）

一般課程は、視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等に対して、外出時に、当該障害者等に同行して、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排せつ及び食事等の介護その他の当該障害者が外出する際に必要な援助に関する一般的な知識及び技術を習得することを目的として行われるものとする。

チ 同行援護従業者養成研修応用課程（告示第 1 条第 6 号に規定する「同行援護従業者養成研修」のうち、別表第 7 に定める内容以上のものをいう。以下「応用課程」という。）

応用課程は、一般課程において習得した知識及び技術を深めるとともに、特に重度の視覚障害者（児）の障害及び疾病の理解や場面別における同行援護技術等を習得することを目的として、一般課程を修了した者を対象として行われるものとする。（ただし、一般課程と応用課程を適切な組み合わせにより同時並行的に行われる場合はこの限りではない。）

リ（略）

<p>リ (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 都道府県知事が指定する際の基準は、次のとおりとする。</p> <p>イ～ホ (略)</p> <p>ト 一般課程</p> <p>(1) 修業年限は、原則として <u>3月以内</u> であること。ただし、地域の実情等により、やむを得ない場合については、<u>5月</u> の範囲内として差し支えない。</p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p>チ及びリ (略)</p> <p>5～7 (略)</p> <p>第2 (略)</p> <p>別記様式 (一) (二) (略)</p>	<p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 都道府県知事が指定する際の基準は、次のとおりとする。</p> <p>イ～ホ (略)</p> <p>ト 一般課程</p> <p>(1) 修業年限は、原則として <u>2月以内</u> であること。ただし、地域の実情等により、やむを得ない場合については、<u>4月</u> の範囲内として差し支えない。</p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p>チ及びリ (略)</p> <p>5～7 (略)</p> <p>第2 (略)</p> <p>別記様式 (一) (二) (略)</p>
---	--